

滑川市告示第72号

滑川市立地適正化計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年8月23日

滑川市長 水 野 達 夫

滑川市立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づき、滑川市立地適正化計画を策定するに当たり、必要な事項を協議するため、滑川市立地適正化計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 滑川市立地適正化計画の策定に関すること。
- (2) その他滑川市立地適正化計画を検討するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各分野における関係団体等の推薦する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に規定する所掌事務の終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、最初に開かれる策定委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庁内検討委員会)

第7条 策定委員会に、第2条に規定する事項の調査等を行うため、庁内検討委員会を置くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、滑川市立地適正化計画が公表される日限り、その効力を失う。